

NO	質問	回答
(1) 実施要領・提出書類等について		
1	事業者概要書について、構成員を決定できない場合は添付不要という考えでよいか。	構成員が決定できない場合は単独での参加申込となります。
2	履歴事項証明書、役員名簿、納税証明書、財務諸表は代表企業分のみの提出でよいか。	共同企業体での参加の場合は、各構成員についても提出する必要があります。
3	参加資格適合後、企画提案提出までの間に辞退した場合、今後の指名停止要件に該当するのか。	辞退届を提出のうえで辞退した場合は、指名停止要件には該当しません。
4	見積金額に対する配点における計算式の開示を求める。	計算式は次のとおりとします。 配点×（全提案者中最低見積金額）／（当該提案者見積金額） ※端数は四捨五入とする
5	類似業務実績書の業務概要に記載する成果等の成果とは、実際の電気料金削減効果の事を指しているのか。	電気料金削減効果も成果の一つと考えます。その他、施工期間の短縮や地元業者の活用、保証範囲に関することなど、成果として考えられる事項を記載してください。
(2) 仕様書について		
6	7. (2) エ 「ベースライト型」「ダウンライト型」「高天井型」「確認外」のそれぞれに登録機種をもつという認識か。	設置する全ての照明器具及び光源について①または②に該当する製品とします。
7	7. (3) シ ランプ交換方式により設置時、劣化したソケット、電線の交換を行うこと。とあるが、この項目に関しては協議としてほしい。	「予想されるリスクと責任分担表」にあるとおり、坂井市の指示・承諾によりソケット及び電線の交換を行う場合は、坂井市の負担とします。
8	7. (3) チ アスベスト含有の恐れのある天井ボード開口に関しては、事前協議とし、必要工事費については協議としてほしい。	アスベストが含まれることが判明した場合は、事前協議とします。
9	9. (2) 移動（取り外し及び再設置）したリース物品についても保証対象とするとあるが、移動に起因する不具合については保証対象外となるのか。	移動（取り外し及び再設置）に起因する不具合と判断される場合は、坂井市の負担とします。
(3) 予想されるリスクと責任分担表について		
10	議会で否決された場合の事前準備費用は事業者負担と記載されているが、今回の契約書を見ると本契約と思われる。債務負担行為も承認されている事業と思われるが、議会否決のリスクとはどのようなことが考えられるのか。	9月24日に議会の承認がなされ、令和19年3月31日までの債務負担行為の議決が得られたことから、表で示す「議会で否決された場合の事前準備費用等」に該当する項目はありません。
(4) 契約書（案）について		
11	全ての事業者が契約保証金を納付する必要があるのか。	共同企業体で契約する場合は、共同企業体での納付となります。ただし、坂井市財務規則第137の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができます。
12	工事完了後、リース期間中に万が一契約解除となった場合は、残りのリース料金について全額支払いされるのか。	契約解除の原因が不明であることから、現時点ではお答えしかねますが、状況に応じて協議することとなります。
(5) 照明器具一覧について		
13	ランプ交換のみのグラウンド照明について、スポーツ協会立ち合いのうえ、照明角度調整等は必要か。	受注者と施設所管課が立ち合い、確認のもと照明角度調整等を行うこととします。なお、スポーツ協会は施設所管課の随行となります。
14	器具交換を行うグラウンド照明については、スポーツ協会立ち合いのうえ、照明角度調整等は必要か。	
(6) 技術仕様書について		
15	公示されている既存照明と、それに対応する技術仕様書に齟齬がある点があるが、その点は提案者の裁量で商品選定を行うという認識でよいか。	差異がある場合は、坂井市に報告のうえ、承諾を得た商品を選定してください。